

社会福祉法人 本郷の森 役員報酬および慶弔費等規程

第1章 報酬

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 本郷の森 定款 第8条に基づき、理事・評議員・監事（以下「役員」という）の報酬および慶弔費等の支払いを適正に行うことを目的とする。

(理事会および評議会への出席報酬)

第2条 役員が理事会および評議会に出席したとき、出席手当および交通費を支払う。

2 1回出席につき支払金額5,000円(源泉所得税控除後)を支払う。

3 交通費は実費を支払う。

(役員の業務報酬)

第3条 理事および評議員が、理事会または評議会以外の日において、法人業務および法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という）の運営のために業務にあたる場合は業務依頼書に基づいて行い、報酬および交通費を支払う。

2 監事が理事会または評議員会以外の日において、法人および施設の運営状況を指導し、または監査する業務にあたる場合は、報酬及び交通費を支払う。

3 報酬はその勤務実態に即して、勤務時間1時間につき2,000円(源泉所得税控除後)を支払う。

4 交通費は実費を支払う。

(支払期日)

第4条 報酬の支払いは、当日もしくは15日締め当月25日支払いとする。

(適用除外)

第5条 事業の職員を兼務する役員は、この規定は適用しない。

第2章 慶弔費

(慶弔費の適用範囲)

第6条 慶弔費の適用範囲は、役員と配偶者およびその1親等の親族（父母、配偶者の父母、子女）に対するものとする。

(種別と内容)

第7条 慶弔費の種別と内容については以下のとおりとする。

種別	内容
結婚	10,000円（再婚含む）
出産	5,000円（生児一人につき）
死亡（本人・配偶者）	10,000円 および花輪
死亡（1親等の親族）	5,000円

第3章 見舞金

(見舞金の適用範囲)

第8条 見舞金の適用範囲は、家屋の火災および天災による被害に対するもの、役員本人の傷病に対するものとする。

(種別と内容)

第9条 見舞金の種別と内容については以下のとおりとする。

種別	内容
家屋の全壊・全焼	100,000円
半壊・半焼	50,000円
傷病による入院	
14日まで	5,000円
14日以上	10,000円

第10条 災害見舞金については、大規模災害等で法人の事業活動に重大な影響を及ぼすなど、法人に支払い能力がないことが明らかな時は、評議員会で決定する。

- 附則
- 1 前・元役員については、理事長が判断する。
 - 2 この規程は、平成21年9月28日より施行する。
 - 3 この規程は、平成24年5月30日より施行する。
 - 4 この規程は、平成27年3月2日より施行する。
 - 5 この規程は、平成27年4月1日より施行する。
 - 6 この規程は、平成28年4月1日より施行する。
 - 7 この規程は、平成29年6月23日より施行する。
 - 8 この規程は、平成30年4月1日より施行する。
 - 9 この規程は、令和元年6月24日より施行する。